



埼玉県報

第 2 2 2 5 号
平成 22 年 10 月 8 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [平成二十二年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [埼玉県立春日部工業高等学校外1校における電子計算組織に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正\(大気環境課\)](#)
- [鴻巣都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [羽尾北部土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [羽生領島中領用排水路土地改良区役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県指定代理金融機関についての告示の一部改正\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県指定代理金融機関についての告示の一部改正\(出納総務課\)](#)
- [通信指令システム更新機器の賃貸借に係る一般競争入札の公告\(会計課\)](#)
- [一般国道140号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター医療情報システム更新業務に係る落札者の公示\(経営管理課\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の設立\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の解散届及び収支報告書の要旨\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人緑を創る会

三 代表者の氏名

川本 昇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西川口三丁目一番六号ウメヅクリニッケビル七〇〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県南地区の全ての人々に対し、緑多き環境を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域の創生によって、福祉の増進に寄与する、とともに増えつつある高齢者が自分たちで自分たちの尊厳を守っていける高齢者の健康的で文化的な生活を支援し、明るい地域社会づくりに貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぶどうの会
- 三 代表者の氏名
吉野 房子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市大字笹井三千二百十二番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を行い、福祉の増進を図るとともに、市民にも広く理解と協力を求めるための啓蒙普及活動を行い、相互に人格と個人を尊重し障がい者とその家族が安心して暮らすことの出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人市民後見センター
- 三 代表者の氏名
高梨 文夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市新井三〇八番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、法定後見及び任意後見の被後見人等に対して、後見人等として身上監護、財産管理、権利擁護に関する事業を行い、被後見人等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百八号

平成二十二年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第千三百九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部工業高等学校外 1 校における電子計算組織 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成23年1月14日（金） 埼玉県立熊谷農業高等学校分

平成23年3月18日（金） 埼玉県立春日部工業高等学校分

(4) 納入場所

埼玉県立熊谷農業高等学校

埼玉県立春日部工業高等学校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎総務部地下会議室 平成22年11月25日(木)午後1時30分

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成22年11月24日(水)
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年11月5日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年10月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Computers and peripheral equipment for use in two prefectural senior high schools including Saitama Prefectural kasukabe technical high school

(2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., November 24, 2010

In person: 1:30 p.m., November 25, 2010

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第千二百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人キーヴァ
- 三 代表者の氏名
人見 良平
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区文蔵二丁目十五番九 一〇五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、要介護認定者及びその保護者に対し、折畳み式簡易浴槽の貸与事業を行い、入浴介護活動の支援に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千三百十一号

粒子状物質を減少させる装置の指定に変更があったので、平成十五年埼玉県告示第六百十三号（粒子状物質を減少させる装置の指定について）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上田清司

表DBS型排気ガス浄化装置（DBS A1）（DBS A2）（DBS A3）

（DBS A3 1）の項中「欄」を「表」に改める。

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
羽尾北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小澤利男	比企郡滑川町大字羽尾四四〇三二
	杉田米三	同 山田二五一八
	須澤一良	同 羽尾二一五五
	矢島盛志	同 同 二四九八
	北堀武雄	同 同 二五二六
	吉野登代治	同 同 二三三四二
	吉野義之	同 同 二四五八
	野澤一郎	同 山田二三九二一
	鈴木行男	同 同 一六七八
	石井武史	同 同 羽尾二四六〇
	神田博	同 同 三〇六一
	神田隆夫	同 同 一三六八
	井上富夫	同 同 一二七二
	大塚木一	同 同 三〇一九
	井上喜平	同 同 一二七三
	神田明	同 同 五一六九一
	金子悦雄	同 同 一二七九
	稲葉恒雄	同 同 三〇一〇
	山下譲二	同 同 一二九九
	須沢豊	同 同 二三一一
	西田恒雄	同 同 一〇四二
	矢島照太	同 同 二五三八一
	矢島久男	同 同 二五一一
	吉野晴夫	同 同 二五四六
監事	神田一二三	同 同 三二四四

告 示

埼玉県告示第千三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
羽生領島中領用排水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任し
た者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任	職名	氏名	住 所
理事	武井國昭	羽生市南五丁目十八番地十二	
同	山口登志男	大字小松一九二番地	
同	春山清	同 稻子三二〇番地一	
同	竹村耕一	同 加羽ヶ崎二二三番地	
同	坂田修一	同 北荻島七一〇番地	
同	五月女孝	同 今泉三一番地	
同	河田昌	同 三田ヶ谷二七二番地	
同	尾上隆男	同 同 下村君二三二二番地一	
同	石川元一	加須市外野二〇三番地	
同	小林達夫	同 下樋遣川五六一一番地	
同	三ツ木英二	同 岡古井三三三番地一	
同	田村喜成	同 下三俣一一八八番地	
同	大竹義男	同 杓子木四五四番地	
同	小野田博哲	同 道目三二一番地	
同	蓮見功	同 琴寄八二四番地	
同	丸山辰夫	同 中渡六〇番地一	
同	山田加藏	久喜市栗橋一四〇五番地	
同	金井榮治	同 佐間四八四番地	
同	山田達雄	同 中里五二番地	
監事	鈴木正雄	羽生市大字上川崎一四七番地	
同	大塚次夫	加須市北平野一四番地三	
同	籠宮博	久喜市新井四〇二番地一	
員外理事	野本陽一	加須市久下三丁目四三一番地	
同	大橋良一	同 川口一六三三番地	

二退任

職名	氏名	住 所
理事	田村良一	羽生市東二丁目二番三三号
同	山口登志男	大字小松一九二番地
同	春山清	同 稻子三二〇番地一
同	小磯文雄	同 須影八七五番地一
同	牛久保富三	同 中手子林一九六番地
同	高田文夫	同 今泉二五三番地三
同	岡戸敏行	同 日野手新田六九番地一
同	蓮見浩	同 南七丁目一四番地四号
同	野中英二	加須市大越二一九四番地
同	鳥海恒雄	同 町屋新田一三三五番地
同	藤原幸四郎	同 不動岡九七九番地
同	田村喜成	同 下三俣一一八八番地
同	大竹義男	同 杓子木四五四番地
同	小野田博哲	同 道目三二一番地
同	蓮見功	同 琴寄八二四番地
同	青鹿忠重	同 旗井一七一番地
同	山田加藏	久喜市栗橋一四〇五番地
同	金井榮治	同 佐間四八四番地
同	山田達雄	同 中里五二番地
監事	今成喜代次	羽生市大字下村君五五番地
同	堀越健太郎	加須市下三俣四八一番地
同	籠宮博	久喜市新井四〇二番地一

告 示

埼玉県告示第千二百十五号

測量計画機関の長である加須市長大橋良一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（地区界測量及び街区確定測量）

三 作業地域

幸手都市計画事業野中土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成二十二年九月十日から平成二十二年十二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十六号

測量計画機関の長である飯能市長沢辺滯吉から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

飯能市

二 作業種類

公共測量（数値撮影、数値地形図データ更新）

三 作業地域

飯能都市計画区域地内

四 作業期間

平成二十二年八月二十日から平成二十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十七号

測量計画機関の長である蕨市長頼高英雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

蕨市一ブロック

四 作業期間

平成二十二年九月二十七日から平成二十三年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十八号

測量計画機関の長である埼玉県知事上田清司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

埼玉県内 五十七市町（中央部、東部、北東部、西部、北部、比企地域）

四 作業期間

平成二十二年九月二十八日から平成二十三年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十九号

測量計画機関の長である深谷市長小島進から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（三、四級基準点測量及び出来形確認測量）

三 作業地域

深谷市小前田駅北西部土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十二年七月二十八日から平成二十三年二月二十八日まで

告示

埼玉県告示第千三百二十一号

測量計画機関の長である深谷市長小島進から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（三、四級基準点測量）

三 作業地域

深谷市岡中央土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成二十二年十月六日から平成二十三年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（高精度三次元測量、河川事業に伴う水準測量）

二 作業期間

平成二十二年十月一日から平成二十三年三月十七日まで

三 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市、加須市、久喜市、幸手市

告示

埼玉県告示第千三百二十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇九 三三 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

児玉郡美里町大字木部字久保田四九九 一 外

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一、〇四九・六五 立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三百二十四号

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年埼玉県告示第百四号）の一部を

次のように改正する。

第三条中「午後四時」を「午後五時」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三百二十五号

昭和三十九年埼玉県告示第二百十七号(埼玉県指定代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

「農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)」を「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)」に、「農業改良資金の融資」を「就農支援資金の貸付け」に改める。

告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

昭和四十七年埼玉県告示第九百八十二号（埼玉県指定代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一中「大宮市桜木町四丁目八番地」を「さいたま市大宮区桜木町一丁目十番地八」に改め、二イ中「第十条の規定」を削り、「埼玉県母子福祉資金」を「母子福祉資金及び寡婦福祉資金」に改め、二ロを削り、二ハ中「の規定」を削り、「本多静六博士育英事業の奨学資金」を「奨学金」に改め、二中八をロとし、二を八とする。

告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

通信指令システム更新機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年3月1日(火)から平成28年2月29日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2244 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年11月17日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年11月16日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年11月17日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成22年11月17日（水）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年11月8日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年10月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of **Com-
munication Command System.**
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.,
november 17,2010 By mail;5:00p.m.,november 16,2010 In person;10:30
p.m.,november 17,2010
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,
Telephone 048-832-0110 Ext.2244

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

一 道路の種類 一般国道

二 道路線名 国道百四十号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 小 柱 字 塚 原 五 〇 〇 番 一 地 先 ま	秩 父 郡 皆 野 町 大 字 皆 野 字 大 塚 一 五 七 番 一 三 地 先 か ら 秩 父 市	区 間
五 二 ・ 九 八	二 二 ・ 五 〇 }	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
六 九 五 ・ 二 六		延 長 (メ ー ト ル)
あ る。 定 区 域 の 一 部 変 更 で	平 成 十 八 年 二 月 二 十 四 日 付 け 埼 玉 県 秩 父 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 五 号 の 道 路 予	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年八月十二日

指令川建セ第二二〇〇四〇一号

二 検査済証番号

平成二十二年十月四日

川建セ第二二〇〇七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷字将監淵一三八八番一、一三八七番一、一三九一

番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二二号

株式会社 アーネストワン 代表取締役 西河洋一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年九月二十七日

指令川建セ第二二〇〇三六一号

二 検査済証番号

平成二十二年十月五日

川建セ第二二〇〇七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山字矢ノ口八五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字小川二二四番地

ミユール・エ・トワ K11305

青柳 智也

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十二年十月四日

指令熊建セ第〇八二一〇〇〇一号

二 検査済証番号

平成二十二年十月六日

熊建セ第一四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字木部字久保田四九九 一 外三十五筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市児玉町金屋一八三番地三

有限会社 メモリアル花壇 代表取締役 倉林 修司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年五月十日

指令越建セ第二二〇〇三〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十月六日

越建セ第二二〇 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中二二二 七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市本田町一 一五〇 一 ウィステリア 二〇一

平野 武広

告 示

埼玉県病院事業告示第十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立がんセンター医療情報システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立がんセンター 医事・経営担当
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 9 月 29 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 関東甲信越支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 10
番 17 号
- 5 落札金額
755,000,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 22 年 8 月 20 日

告 示

埼玉県選管告示第百五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十二年十月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あおぞら	小川 利八	佐藤 利器	草加市青柳8-7-23	平成22年8月24日
新井光男後援会	桜井 四郎	藤田 悦子	ふじみ野市大井958-3	平成22年8月13日
池上ともやす後援会	奥田 常雄	白石 宏之	蕨市北町2-10-9	平成22年8月5日
井上なおきとみんなの会	細井 欽作	弓木 貞夫	南埼玉郡白岡町小久喜942-2	平成22年8月23日
入沢豊 所沢の未来を考える会	入澤 豊	入澤 賢一	所沢市山口5026-3 西所沢椿峰マンション 44-3-401	平成22年8月25日
植井敏夫後援会	小林 實	岩田 誠	児玉郡上里町七本木614-3	平成22年8月3日
恩田いわお育てる会	島根 東也	篠田 俊教	三郷市上口1-39	平成22年8月20日
木下高志後援会	木下 高志	小林 明子	坂戸市成願寺103	平成22年8月9日
さいど証後援会	渋谷 隆	道祖土 由紀恵	比企郡川島町吹塚769-10	平成22年8月5日
慎和会	藤澤 慎也	藤澤 伸絵	越谷市千間台西2-17-1-304	平成22年8月31日
政治結社靖心會	若林 良二	下田 清	狭山市笹井2992-1	平成22年8月5日
清貧会	井上 直樹	弓木 貞夫	南埼玉郡白岡町小久喜942-2	平成22年8月23日
太陽の会	丹羽 國臣	田中 紀子	狭山市水野507-1-1F	平成22年8月27日
田中そういちろう後援会	小島 卓	森田 秀幹	南埼玉郡白岡町寺塚31	平成22年8月23日
つかこし洋一後援会	斉藤 本子	中山 絹子	ふじみ野市大井中央2-5-14	平成22年8月5日

根本潤を支える会	根本 潤	根本 誠	川口市元郷4 - 4 - 25 - 301	平成22年8月10日
飯能市議会政策協議会	加藤 由貴夫	野田 直人	飯能市飯能671 - 1	平成22年8月3日
飛田和秀治「観光・所沢」を推進する会	飛田和 秀治	飛田和 陽子	所沢市青葉台1258 - 1ライオンズマンション 小手指309	平成22年8月23日
本多正樹後援会	本多 民明	矢島 敏子	鳩ヶ谷市本町4 - 2 - 15	平成22年8月20日
前原かづえ後援会	村上 明	根本 修	ふじみ野市西鶴ヶ岡2 - 4 - 21	平成22年8月5日
未来政経懇話会	田村 琢実	酒井 慶太	さいたま市見沼区南中野457 - 15	平成22年8月4日
みんなで草加を良くする会	東間 亜由子	坂本 広明	草加市氷川町2111 - 6 レーベンハイム1104	平成22年8月30日
吉野いくえを応援する会	牛窪 宏治	榎本 秀雄	川越市藤間12 - 2	平成22年8月10日

(イ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
税理士による小宮山泰子後援会	岡野 雅幸	柴 享	川越市脇田本町14 - 23 カーニーブレイス川越7F	小宮山 泰子	衆議院議員	平成22年8月5日

告 示

埼玉県選管告示第百五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十二年十月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県第十一選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	平成22年8月27日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
新井光男後援会	代表者	桜井 四郎	加藤 留吉	平成22年8月13日
井上なおきとみんなの会	会計責任者	弓木 貞夫	横道 欣一	平成22年8月23日
木下たつりのり後援会	名称	木下たつりのり後援会	「変えよう鳩ヶ谷」市民の会	平成22年8月9日
	代表者	小原 貞二	笠原 誠司	同 上
	主たる事務所の所在地	鳩ヶ谷市坂下町1-8-16-403	鳩ヶ谷市坂下町1-8-16-401	同 上
光悦会	国会議員関係政治団体の区分	国会関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成22年8月12日
幸手市三幸会	代表者	小森谷 昭	佐伯 圭司	平成22年8月10日
清貧会	会計責任者	弓木 貞夫	横道 欣一	平成22年8月23日
KNOCKs	代表者	阿部 渡	駒形 南実	平成22年8月18日
	主たる事務所の所在地	富士見市関沢2-4-30-106	熊谷市銀座1-116	同 上
山田ちづこと市民の居場所を作る会	主たる事務所の所在地	さいたま市中央区上落合2-11-7-2607	さいたま市大宮区高鼻町1-401-15	平成22年8月20日

告 示

埼玉県選管告示第百五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十二年十月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成22年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。）

(1) 政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
新党改革埼玉県第一支部	平成22年 8月17日	平成22年 8月31日
自由民主党埼玉県第一選挙区支部	平成22年 7月31日	平成22年 8月12日
自由民主党埼玉県第十一選挙区支部	平成22年 8月20日	平成22年 8月27日
自由民主党埼玉県第十二選挙区支部	平成22年 8月25日	平成22年 8月30日
自由民主党美里支部	平成22年 8月 9日	平成22年 8月 9日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
大野松茂日高市後援会	平成22年 8月 4日	平成22年 8月 5日
島田行雄を育てる会	平成22年 7月31日	平成22年 8月13日
島田行雄後援会	平成22年 7月31日	平成22年 8月13日

別記2（平成22年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
新井光男後援会	平成22年 7月31日	平成22年 8月13日
池上ともやす後援会	平成22年 7月31日	平成22年 8月 5日
井上なおきとみんなの会	平成22年 8月23日	平成22年 8月23日
倉上皖教後援会	平成22年 6月30日	平成22年 8月16日
国柱社	平成22年 7月31日	平成22年 8月 5日
さいど証後援会	平成22年 8月 5日	平成22年 8月 5日
清貧会	平成22年 8月23日	平成22年 8月23日
つかこし洋一後援会	平成22年 8月 2日	平成22年 8月 5日

前原かづえ後援会

平成22年 8月 2日

平成22年 8月 5日

別記3

政治団体の名称 新党改革埼玉県第一支部

国会議員関係政治団体の区分 1号団体

公職の候補者の氏名 中川 幸司

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 平成22年8月31日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	10,406,625円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	10,406,625円
(2) 支出総額	10,406,625円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附	406,473円
イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
(ア) 新党改革	10,000,000円
ウ その他の収入	
10万円未満の収入	152円
合計	10,406,625円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

中川 幸司 106,473円 行田市

その他の寄附 300,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 選挙関係費 9,900,000円

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 宣伝事業費 506,625円

合計 10,406,625円

政治団体の名称 自由民主党埼玉県第一選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分 1号団体

公職の候補者の氏名 金子 善次郎

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 平成22年5月24日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	37,769,296円
ア 前年繰越額	3,693,637円
イ 本年收入額	34,075,659円
(2) 支出総額	37,729,296円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附	1,146,000円
b 法人その他の団体からの寄附	
c 政治団体からの寄附	772,500円
イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
(ア) 自由民主党本部	25,500,000円
(イ) 自由民主党埼玉県南第12区第2支部	
(ウ) 自由民主党緑区支部	100,000円
(エ) 自由民主党見沼区支部	100,000円
(オ) 自由民主党埼玉県参議院選挙区第四支部	
ウ その他の収入	
10万円未満の収入	2,159円
合計	34,155,659円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

蘆川 茂三 100,000円 さいたま市

渡辺 徹	60,000 円	さいたま市
その他の寄附	986,000 円	
イ 法人その他の団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
(株) 練新	80,000 円	島根県松江市
(株) 山下設計	120,000 円	東京都中央区
リンベル (株)	600,000 円	東京都中央区
(株) 平和アルミ製作所	170,000 円	東京都荒川区
(株) コダマメディカル	400,000 円	東京都豊島区
日本美装 (株)	440,000 円	さいたま市
東朋システム (株)	240,000 円	東京都千代田区
大英ステンレス配管 (株)	100,000 円	千葉県浦安市
神鋼ノース (株)	120,000 円	東京都千代田区
(株) 渡辺塗装工業	70,000 円	さいたま市
ケミコスクレイションズ (株)	120,000 円	東京都台東区
ホーチキ (株)	120,000 円	東京都品川区
アイル・コーポレーション (株)	120,000 円	さいたま市
(株) 東部コミュニティーホーム	100,000 円	さいたま市
(株) ブロードリンク	120,000 円	東京都中央区
(株) K工房	500,000 円	東京都渋谷区
エヌビーアイ (株)	100,000 円	東京都品川区
(株) インヴァイト	300,000 円	さいたま市
(株) 地区計画コンサルタンツ	100,000 円	さいたま市
(医) 医山会	100,000 円	越谷市
(医) 埼玉友会	100,000 円	越谷市
(有) カインドネス	100,000 円	所沢市
(株) メディカルシステムサービス	100,000 円	所沢市
ミツ和総合建設業協同組合	100,000 円	さいたま市
(株) メディカル・コンシェルジュ	100,000 円	東京都渋谷区
(有) メディトピア	100,000 円	草加市
(株) 協和技研	100,000 円	さいたま市
関口写真工業 (株)	100,000 円	川口市
大宮自動車 (有)	100,000 円	さいたま市
(株) トクヤマ	170,000 円	東京都渋谷区

(株) 久喜組	200,000 円	久喜市
(株) 永島製作所	120,000 円	石川県羽咋市
その他の寄附	965,000 円	

ウ 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
埼玉県不動産政治連盟	200,000 円	さいたま市
埼玉県トラック政治連盟	100,000 円	さいたま市
善友会	262,500 円	さいたま市
その他の寄附	210,000 円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 人件費	5,443,301 円
(イ) 光熱水費	518,508 円
(ウ) 備品・消耗品費	3,152,361 円
(エ) 事務所費	3,091,197 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	3,973,515 円
(イ) 選挙関係費	262,500 円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 機関紙誌の発行事業費	3,721,950 円
b 宣伝事業費	10,885,409 円
(エ) 調査研究費	10,555 円
(オ) 寄附・交付金	6,670,000 円
合 計	37,729,296 円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出 737,000円)

報告年月日 平成22年8月12日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	40,000 円
ア 前年繰越額	40,000 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	40,000 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	

ア 政治活動費	
(ア) 寄附・交付金	40,000 円
合 計	40,000 円
政治団体の名称	自由民主党埼玉県第十一選挙区支部
国会議員関係政治団体の区分	1号団体
公職の候補者の氏名	新井 悦二
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	平成22年5月27日
	(平成21年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	72,455,824 円
ア 前年繰越額	9,140,966 円
イ 本年収入額	63,314,858 円
(2) 支出総額	72,358,033 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄付	2,270,000 円
b 法人その他の団体からの寄附	580,000 円
c 政治団体からの寄附	33,785,000 円
イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
(ア) 集会会費	619,000 円
ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
(ア) 自由民主党本部	25,500,000 円
(イ) 自由民主党岡部支部	50,000 円
(ウ) 自由民主党埼玉県支部連合会	100,000 円
(エ) 自由民主党深谷支部	400,000 円
エ その他の収入	
10万円未満の収入	10,858 円
合 計	63,314,858 円
[寄附の内訳]	

ア 個人からの寄付	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)	
松村 将勝	100,000 円 深谷市
保岡 毅	100,000 円 深谷市
保岡 八重子	100,000 円 深谷市
持田 勉	100,000 円 深谷市
真澤 美智子	100,000 円 大里郡寄居町
小嶋 隆	100,000 円 深谷市
その他の寄附	1,670,000 円
イ 法人その他の団体	
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	
(株)小嶋衛生社	100,000 円 深谷市
日本美装(株)	200,000 円 さいたま市
その他の寄附	280,000 円
ウ 政治団体からの寄附	
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	
埼玉歯科医師連盟	18,700,000 円 さいたま市
京都府歯科医師連盟	200,000 円 京都府京都市
新井えつじ埼玉県歯科医師後援会	7,000,000 円 さいたま市
光悦会	7,100,000 円 深谷市
秩父都市歯科医師連盟	100,000 円 秩父郡皆野町
埼玉県不動産政治連盟	100,000 円 さいたま市
埼玉県トラック政治連盟	100,000 円 さいたま市
その他の寄附	485,000 円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 人件費	17,680,837 円
(イ) 光熱水費	567,547 円
(ウ) 備品・消耗品費	1,659,748 円
(エ) 事務所費	3,835,815 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	5,519,060 円
(イ) 選挙関係費	50,000 円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	

a 機関紙誌の発行事業費	5,609,085 円
b 宣伝事業費	16,671,729 円
(エ) 調査研究費	481,401 円
(オ) 寄附・交付金	20,282,811 円
合 計	72,358,033 円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出 800,000円)

報告年月日 平成22年8月27日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	467,383 円
ア 前年繰越額	97,791 円
イ 本年收入額	369,592 円
(2) 支出総額	467,383 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 政治団体からの寄附	106,000 円
イ 借 入 金	
(ア) 新井 直美	160,000 円
ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
(ア) 自由民主党深谷支部	40,232 円
エ その他の収入	63,360 円

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

光悦会 106,000 円 深谷市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 事務所費	307,383 円
イ 政治活動費	
(ア) その他の経費	160,000 円
合 計	467,383 円

政治団体の名称 自由民主党埼玉県第十二選挙区支部

報告年月日 平成22年5月28日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	47,601,821 円
ア 前年繰越額	6,211,878 円
イ 本年收入額	41,389,943 円
(2) 支出総額	47,601,821 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄付	3,615,000 円
b 法人その他の団体からの寄附	
	3,480,000 円
c 政治団体からの寄附	7,130,000 円
イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
(ア) 自由民主党本部	25,500,000 円
ウ その他の収入	
熊谷支部19年度分負担金	600,000 円
熊谷支部20年度分負担金	600,000 円
熊谷支部21年度分負担金	450,000 円
10万円未満の収入	14,943 円
合 計	41,389,943 円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

島村 殖 1,000,000 円 さいたま市

下山田 聡明 1,000,000 円 東京都港区

佐藤 ようじ 300,000 円 東京都葛飾区

後藤 素彦 100,000 円 熊谷市

染谷 政示 100,000 円 熊谷市

穂山 正明 100,000 円 加須市

松本 綾子 100,000 円 熊谷市

その他の寄附	915,000 円	
イ 法人その他の団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
(株) アサミ不動産	100,000 円	熊谷市
関東信越税理士会熊谷支部	100,000 円	熊谷市
(株) エステート松本	300,000 円	熊谷市
東洋造機 (株)	200,000 円	熊谷市
ノムラ株式会社	100,000 円	熊谷市
(有) さくらい	100,000 円	羽生市
湯本内装 (株)	100,000 円	行田市
吉見商事 (株)	100,000 円	熊谷市
(株) 梅林堂	100,000 円	熊谷市
(株) のぼりや	100,000 円	熊谷市
(有) 野口石材店	100,000 円	熊谷市
(有) 熊東読売サービス	500,000 円	熊谷市
松坂屋建材 (株)	100,000 円	熊谷市
(株) 祈勝	100,000 円	熊谷市
その他の寄附	1,380,000 円	
ウ 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
志帥会	3,000,000 円	東京都千代田区
全国賃貸住宅運営協会政治連盟	100,000 円	東京都中央区
日本商工連盟	200,000 円	東京都中央区
熊谷市医師連盟	1,000,000 円	熊谷市
埼玉県税理士政治連盟	300,000 円	さいたま市
全日本不動産政治連盟	100,000 円	さいたま市
埼玉県歯科医師連盟	300,000 円	さいたま市
埼玉県医師連盟	1,000,000 円	さいたま市
行田市医師連盟	200,000 円	行田市
埼玉県不動産政治連盟	200,000 円	さいたま市
埼玉県薬剤師連盟	100,000 円	さいたま市
埼玉県トラック政治連盟	100,000 円	さいたま市
全国配置家庭薬業政治連盟	100,000 円	さいたま市
その他の寄附	430,000 円	

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 人件費	11,823,958 円
(イ) 光熱水費	91,169 円
(ウ) 備品・消耗品費	1,013,926 円
(エ) 事務所費	4,730,500 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	2,259,733 円
(イ) 選挙関係費	977,060 円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 機関紙誌の発行事業費	3,825,692 円
b 宣伝事業費	10,257,706 円
(エ) 調査研究費	366,503 円
(オ) 寄附・交付金	12,253,174 円
(カ) その他の経費	2,400 円
合 計	47,601,821 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出 3,182,000円)	

報告年月日 平成22年8月30日

(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	567 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	567 円
(2) 支出総額	0 円
2 支出・収入の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	
10万円未満の収入	567 円

政治団体の名称 自由民主党美里支部

報告年月日 平成22年2月19日

(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	176,260 円

ア 前年繰越額	149,738 円
イ 本年収入額	26,522 円
(2) 支出総額	0 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	26,400 円
(11人)	
イ その他の収入	122 円
合計	26,522 円

報告年月日 平成22年8月9日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	176,260 円
ア 前年繰越額	176,260 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	176,260 円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	176,260 円
合計	176,260 円

政治団体の名称 **大野松茂日高市後援会**

報告年月日 平成22年1月15日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	410,610 円
ア 前年繰越額	410,610 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	131,320 円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 人件費	6,000 円

(イ) 事務所費	60,780 円
イ 政治活動費	
(ア) その他の経費	64,540 円
合計	131,320 円

報告年月日 平成22年8月5日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	279,290 円
ア 前年繰越額	279,290 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	95,209 円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 人件費	10,000 円
(イ) 事務所費	85,209 円
合計	95,209 円

政治団体の名称 **島田行雄を育てる会**

報告年月日 平成22年2月26日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	82,322 円
ア 前年繰越額	82,322 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	82,322 円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	82,322 円
合計	82,322 円

報告年月日 平成22年8月15日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **島田行雄後援会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 島田 行雄
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 ふじみ野市長
 報告年月日 平成22年3月18日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	2,880,013円
ア 前年繰越額	951,728円
イ 本年収入額	1,928,285円
(2) 支出総額	2,880,013円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	446,000円	(446人)
イ 寄附		
(ア) 寄附		
a 個人からの寄付	1,482,285円	
合計	1,928,285円	

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
島田 行雄	700,000円	ふじみ野市	
その他の寄附	782,285円		

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	2,224,344円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 宣伝事業費	655,669円
合計	2,880,013円

報告年月日 平成22年8月13日
 (平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **新井光男後援会**
 報告年月日 平成22年8月13日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 池上ともやす後援会

報告年月日 平成22年8月5日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 井上なおきとみんなの会

報告年月日 平成22年8月23日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円

(2) 支出総額 0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 倉上皖教後援会

報告年月日 平成22年8月16日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	394,407円
ア 前年繰越額	148,407円
イ 本年收入額	246,000円
(2) 支出総額	222,250円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	146,000円
(92人)	

イ 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄付	100,000円
-----------	----------

合計	246,000円
----	----------

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

倉上 由美子 100,000円 加須市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費	222,250円
-----------	----------

合計	222,250円
----	----------

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	422,157円	合 計	246,625円
ア 前年繰越額	172,157円		
イ 本年收入額	250,000円	政治団体の名称	国柱社
(2) 支出総額	260,532円	報告年月日	平成22年8月5日
2 収入・支出の内訳		(平成17年分)	
(1) 収入の内訳		1 収入・支出の総額	
ア 個人の負担する党費又は会費	150,000円	(1) 収入総額	0円
	(95人)	ア 前年繰越額	0円
イ 寄 附		イ 本年收入額	0円
(ア) 寄 附		(2) 支出総額	0円
a 個人からの寄付	100,000円	(平成18年分)	
合 計	250,000円	1 収入・支出の総額	
[寄附の内訳]		(1) 収入総額	0円
ア 個人からの寄附		ア 前年繰越額	0円
(寄附者の氏名) (金額) (住所)		イ 本年收入額	0円
倉上 由美子 100,000円 加須市		(2) 支出総額	0円
(2) 支出の内訳		(平成19年分)	
ア 政治活動費		1 収入・支出の総額	
(ア) 組織活動費	260,532円	(1) 収入総額	0円
合 計	260,532円	ア 前年繰越額	0円
(平成22年分)		イ 本年收入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	246,625円	(平成20年分)	
ア 前年繰越額	161,625円	1 収入・支出の総額	
イ 本年收入額	85,000円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	246,625円	ア 前年繰越額	0円
2 収入・支出の内訳		イ 本年收入額	0円
(1) 収入の内訳		(2) 支出総額	0円
ア 個人の負担する党費又は会費	85,000円	(平成21年分)	
	(65人)	1 収入・支出の総額	
合 計	85,000円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出の内訳		ア 前年繰越額	0円
ア 政治活動費		イ 本年收入額	0円
(ア) 組織活動費	246,625円	(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **さいど証後援会**

報告年月日 平成22年8月5日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **清貧会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 井上 直樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類 白岡町長

報告年月日 平成22年8月23日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **つかこし洋一後援会**

報告年月日 平成22年8月5日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額	0 円	イ 本年収入額	0 円
イ 本年収入額	0 円	(2) 支 出 総 額	0 円
(2) 支 出 総 額	0 円		
(平成21年分)		(平成22年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収 入 総 額	0 円	(1) 収 入 総 額	14,310 円
ア 前年繰越額	0 円	ア 前年繰越額	14,310 円
イ 本年収入額	0 円	イ 本年収入額	0 円
(2) 支 出 総 額	0 円	(2) 支 出 総 額	0 円
(平成22年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収 入 総 額	0 円		
ア 前年繰越額	0 円		
イ 本年収入額	0 円		
(2) 支 出 総 額	0 円		

政治団体の名称 **前原かづえ後援会**

報告年月日 平成22年8月5日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収 入 総 額	14,310 円
ア 前年繰越額	14,310 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支 出 総 額	0 円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収 入 総 額	14,310 円
ア 前年繰越額	14,310 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支 出 総 額	0 円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収 入 総 額	14,310 円
ア 前年繰越額	14,310 円

告 示

埼玉県選管告示第百五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

平成二十二年十月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
井上 直樹	白岡町長	清貧会	南埼玉郡白岡町小久喜942-2	平成22年 8月23日
入澤 豊	所沢市議会議員	入沢豊 所沢の未来を考える会	所沢市山口5026-3西所沢椿峰マンション 44-3-401	平成22年 8月26日
木下 高志	埼玉県議会議員	木下高志後援会	坂戸市成願寺103	平成22年 8月23日
東間 亜由子	草加市議会議員	みんなで草加を良くする会	草加市氷川町2111-6レーベンハイム1 104	平成22年 8月30日
飛田和 秀治	所沢市議会議員	飛田和秀治「観光・所沢」を推進する会	所沢市青葉台1258-1ライオンズマンション 小手指309	平成22年 8月23日
藤澤 慎也	埼玉県議会議員	慎和会	越谷市千間台西2-17-1-304	平成22年 8月31日

告 示

埼玉県選管告示第百五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十二年十月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年 8月 1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
高木 まり	埼玉県議会議員	高木まり「さいたま」 変革プロジェクト	公職の種類	埼玉県議会議員	さいたま市議会議員	平成22年 8月27日
山田 ちづ子	さいたま市議会議員	山田ちづこと市民の 居場所を作る会	主たる事務所の所在地	さいたま市中央区上落合 2 - 1 1 - 7 - 2 6 0 7	さいたま市大宮区高鼻町1 - 4 0 1 - 1 5	平成22年 8月20日

告 示

埼玉県選管告示第百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十二年十月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
新井 悦二	衆議院議員	光悦会	平成 22 年 7 月 31 日	平成 22 年 8 月 12 日
井上 直樹	白岡町長	清貧会	平成 22 年 8 月 23 日	平成 22 年 8 月 23 日
島田 行雄	ふじみ野市長	島田行雄後援会	平成 22 年 7 月 31 日	平成 22 年 8 月 13 日

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十二年十月八日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査結果

(1) 監査の対象事務

平成21年度・平成22年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 196 機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課（報道長、総合調整幹を含む）
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、特別徴収課税調査課
県民生活部	広聴広報課、NPO活動推進課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課、精神保健福祉センター
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、新産業育成課、商業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、経済流通課、農地活用推進課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道業務課、水道施設課、水道整備課

病院局	経営管理課、がんセンター建設課、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	下水道管理課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、高校改革推進課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、子ども女性安全対策隊、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成22年5月31日～平成22年8月2日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善

が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
危機管理防 災部	消防防災 課	平成21年4月の危険物取扱者保安講習業務委託契約(単 価契約3,948円)について、次の点で不適切であった。 1 一般競争入札において、1回目の入札で落札しな かったため、2回目の入札を行った際、1回目の入札書 を複写し金額を訂正した無効な入札書を有効な札と して扱った。 2 上記の一般競争入札が不調となったことから、翌日に 「緊急の必要」を理由に随意契約により契約締結した。 講習実施対象期間は6月1日からであり、4月1日に契 約を締結しなければならない緊急の必要性は認められ ない。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	改革推進 課	平成21年度の秘書業務に係る労働者派遣契約の支払 (22年3月分4,095千円)について、履行確認を22年4 月に行い21年度歳出予算から執行したことは不適切であ った。
総務部	管財課	平成21年12月、県立大学地上デジタル転換工事につい て、4者による見積合わせにより契約を締結した。 見積合わせの際、予定価格調書が入っている封筒を開封 せず、誤って設計金額を予定価格として認識したまま、契 約相手を決定したのは不適切であった。

総務部	税務課	<p>平成 22 年 1 月、規格が異なる 3 件の封筒印刷について、それぞれ電子入札システムのオープンカウンタにより同一日に発注し、随意契約を行った。</p> <p>これらの契約は、規格が異なる印刷の発注ではあるが、一括して発注することにより契約金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 還付（充当）通知用封筒 108,700 枚 514,748 円 ・ 督促状・催告書用封筒 104,700 枚 507,899 円 ・ 自動車税還付用封筒 210,000 枚 673,680 円
総務部	総務事務センター	<p>平成 21 年度総務事務システム（子ども手当）改修業務委託契約（3,376 千円）については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にかかる事項が契約書に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は同条例第 9 条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p> <p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず不適切であった。</p>
県民生活部	青少年課	<p>平成 22 年 3 月に青少年総合野外活動センターの自動車を修繕（534,240 円）した。契約金額が 50 万円以上であり、請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。</p>
県民生活部	防犯・交通安全課	<p>平成 22 年 3 月に交通安全の啓発のための反射材付きの折り畳み傘 100 本（97,020 円）及びジャンプ傘 100 本（82,320 円）を購入した。3 月上旬から 4 月上旬に配布する予定であったが、実際に配布したのは 3 か月以上遅れた 6 月下旬から 7 月下旬となった。</p> <p>計画どおりに事業が執行されず、当初の目的が十分に発揮されなかったことは、不適切であった。</p> <p>また、この 2 種類の傘の購入については、見積日、納品日、契約相手が同一であった。総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
県民生活部	防犯・交通安全課	<p>平成 22 年 3 月の飲酒運転根絶に向けた啓発ステッカー（665,200 円）購入契約について、次の点で不適切であった。</p>

		<p>1 予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p> <p>2 契約金額が 50 万円以上であり、請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。</p>
危機管理防災部	消防防災課	<p>平成 21 年度の地域防災力向上事業業務委託契約 (51,555 千円) について、22 年 3 月 31 日に履行確認検査を行った。</p> <p>業務実績報告書が提出されたのは、22 年 4 月 15 日であり、業務実績報告書の提出前に検査を行ったことは不適切であった。</p>
環境部	産業廃棄物指導課	<p>平成 21 年度に P C B 廃棄物保管及び処分状況等管理システム入力業務委託契約 (519 千円) を随意契約により締結しようとした。</p> <p>この際、契約相手から見積書の提出時に示された履行期限 (22 年 1 月 31 日) では業務が完了できない旨の申し出があった。これを受けた結果、見積書と異なる履行期限 (22 年 2 月 5 日) で契約を締結したことは不適切であった。</p>
福祉部	少子政策課	<p>平成 21 年度の 2 件の業務委託契約について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 21 年 9 月に父親の子育て参加促進事業契約 (799 千円) を締結した。予定価格が 50 万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p> <p>2 「パパ・ママ応援ショップ」携帯サイト更新・維持管理業務委託契約 (119 千円) の履行確認を 22 年 4 月 2 日に行い、21 年度歳出予算から執行した。</p>
福祉部	こども安全課	<p>平成 21 年 4 月に母子寡婦福祉資金の督促状兼領収書 (76,440 円) 及び納入通知書兼領収書 (99,960 円) の印刷を発注した。各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
保健医療部	医療整備課	<p>平成 22 年 3 月に購入した下記の消耗品については、それぞれ見積日、納品日、契約相手が同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉 D M A T 整備事業に使用する消耗品 (3 件計 224,899 円) ・ ドクターヘリ運営事業に使用する消耗品 (3 件計 250,561 円)
保健医療部	疾病対策課	平成 22 年 2 月に発注した印刷物の契約について、予定価格が 50 万円以上であったことから、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。
保健医療部	食品安全課	平成 22 年 3 月に食品衛生オンライン用のプリンターに使用するトナーを購入 (801,255 円) した。契約金額が 50 万円以上 100 万円未満であり請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。
保健医療部	食品安全課	<p>平成 22 年 3 月に印刷発注した下記の啓発用ステッカーについては、主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児向け手洗いステッカー (97,965 円) ・ 食の安全・安心ステッカー (97,965 円)
産業労働部	企業立地課	<p>平成 22 年 1 月に埼玉県ビジネス懇談会における料理・飲物の提供に関する契約 (1,600 千円) を締結した。</p> <p>契約書では、飲食物の提供のほか、会場の設営等の業務を委託する仕様となっている。委託料で支出すべきところ、食糧費、使用料及び賃借料、その他の需用費に区分して支出したことは不適切であった。</p> <p>また、履行確認において次の点が不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監督又は検査を行う職員の指定を行わなかった。 2 業務完了後、契約に定めた書面での報告書の提出がなかった。 3 検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。
県土整備部	河川砂防課	<p>平成 21 年度の埼玉県総合流域防災事業費 (洪水ハザードマップ調査補助) 補助事業 (6 市町 3,776 千円) の執行について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の支払を概算払としているが、補助金交付要綱に概算払ができる旨を定めるべきところ、定めていなかった。 2 埼玉県財務規則に基づく精算を行っていないかった。

教育局	総務課	<p>平成 21 年度埼玉県教育情報セキュリティ監査業務委託に係る積算に当たり、システム管理課の埼玉県情報セキュリティ監査業務委託と同じ単価を使用し、一般競争入札を実施したところ、落札率が 18.2%であった。</p> <p>システム管理課の業務は、情報システムの脆弱性診断など高度なスキルを要する仕様であるが、この業務はセキュリティポリシーを順守しているかの調査であった。</p> <p>業務の難易度を考慮せずに他の業務委託の単価を用いたのは不適切であった。</p>
教育局	義務教育指導課	<p>平成 21 年 3 月にデジタルファクシミリ複合機のプリントサービス等に係る単価契約について、指名競争入札を電子入札で実施した。参加 3 者中 2 者は電子入札を行ったが、残る 1 者については、県に対し紙入札参加承認の申請をし、紙入札を行った。入札の結果、この紙入札をした業者が落札した。</p> <p>この際、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認書を交付しないまま入札を認めたことは、不適切であった。</p>
教育局	生涯学習文化財課	<p>平成 21 年度に川の博物館音楽噴水修繕工事契約(2,992 千円、3 者による見積合わせ) 及び川の博物館アドベンチャーシアター油圧系修繕工事契約 (2,581 千円、2 者による見積合わせ) を締結した。</p> <p>いずれの契約も、施工可能業者が複数ありながら、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」として競争入札を行わず随意契約としたことは不適切であった。</p>
警察本部	施設課	<p>平成 21 年度の寄居警察署道路付替造成工事(11,534 千円) については、施工中に工事の主要な内容である擁壁の構造及び形状を大幅に変更した。</p> <p>しかし、工事内容に大きな変更が生じたにもかかわらず、変更契約を締結しなかったことは、不適切であった。また、工事内容を変更する時には、建築工事監督要綱に基づく工事報告書による報告をすべきところ、行っていなかった。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十二年十月八日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
保健医療 部	衛生研究 所	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>重要物品であるネットワークシステム用サーバー(平成 10 年取得、2,121,000 円)放射能測定装置(平成 7 年取得、2,204,200 円)の処分について、いずれも廃棄した年度が明確ではなく、次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 埼玉県財務規則上必要とされる会計管理課長への処分協議、不用決定伺、廃棄伺を行うことなく処分していた。</p> <p>2 重要物品等カード、備品出納簿及び物品供用簿へ必要事項の記載が行われていなかった。</p>	<p>再発防止のため、会計事務の執行に当たり、埼玉県財務規則等の関係諸法令を十分確認するよう、職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行っている。</p> <p>また、会計管理課の指導のもと適正な物品管理事務を行っている。物品管理事務の基礎を再確認させるため、出納総務課主催の財務研修に職員を 13 名参加させた。</p> <p>平成 22 年 3 月 15 日、処分協議の代わりに会計管理課へ当該重要物品に係る顛末書を提出した。その後、会計管理課から重要物品異動報告書の提出の指示があり、7 月 9 日に提出した。</p> <p>これら一連の事務処理に合わせて、重要物品等カード、備品出納簿及び物品供用簿へ必要事項を記載した。</p>
教育局	総合教育 センター 江南支所	平成 21 年 7 月 3 日 (第 2095 号)	<p>農業教育用として飼育している牛の飼料の購入は、2 者から見積書を徴取し、平成 19 年度の執行予定額 約 4,446 千円、20 年度は約 4,245 千円で随意契約により単価契約を締結した。随意契約の理由として、安全な飼料の安定的購入のため、地域において販売実績のある業者であることが必要としている。</p> <p>しかし、牛の飼料を納入できる業者が複数あること</p>	<p>平成 21 年度当初における入札参加資格者名簿の牛飼料取扱業者が 1 者のみであったため、県内の各飼料販売店数(現在把握件数 64 者)と当支所が必要としている飼料取扱状況を調査した結果、11 者の飼料取扱業者を確認した。</p> <p>それを受け、22 年 4 月 9 日に一般競争入札を実施したところ 3 者から応札があり、入札額約 3,437 千円(消費</p>

			から、競争入札とすべきであった。	税込額約3,609千円)を落札額とし、契約を締結した。
教育局	義務教育 指導課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成20年度の市町村総合助成事業のうち「学力向上支援員配置事業」について、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 4月に着手した事業に対して、6月に交付決定をしていた。 2 配置した支援員の氏名、勤務実績が不明な実績報告書に基づいた履行確認により、補助金を確定していた。 	<p>平成22年度の助成事業においては、対象市町村から4月9日までに交付申請書を提出させ、4月12日付けで交付決定を行った。</p> <p>また、21年度分の実績報告書については、市町村から、支援員の氏名及び勤務実績が明確な実績報告書を提出させ、適切に履行確認を行った。</p>